

ドイツ・フィンランドの福祉用具普及事情

札幌医科大学保健医療学部助教授 橋本伸也

3. フィンランドの福祉用具普及事情

1) 北欧の福祉用具供給システム

スウェーデンやデンマークと同じく、フィンランドでも1980年代初めに施設ケアから在宅ケアへの転換が始まった。1970年代のノーマライゼーション運動に由来する福祉用具への認識の高まりと相まって、福祉用具の普及活用は高齢者、障害者の在宅生活支援方策の重要な柱に位置づけられるようになった。

周知のように北欧諸国では、各自治体に設置された「補助具センター」、「福祉用具センター」などと呼称される機関が、障害者や高齢者の福祉用具ニーズの充足に重要な役割を担っている。福祉用具センターでは汎用機器をストックし、ユーザーの個別ニーズに合わせて調整し貸与する方式で普及を図っている。福祉用具センターはたいがい公設機関であり、どのような機器が適合するかを展示紹介する相談機能と、入手手続きの窓口機能を兼ね備え、かつ必要があれば個別調整を加えたいうで機器の貸与を行う。さらにセンターは不要になった福祉用具を回収し消毒や保守点検、整備を行い、次の使用者のためのストック管理も行う。

わが国でも介護保険による福祉用具の貸与システムがスタートしようとしているが、これまでの複雑な公的入手助成制度に接ぎ木する形でどこまで円滑に福祉用具の活用が図れるかが危惧されている。情報提供、相談対応、給付・貸与品目、手続き、個別調整、メンテナンスなど、福祉用具普及のキーワードのどれをとっても課題が山積している。もとより、福祉用具がより有効に活用されるためにはこれらの問題解決努力が利用者本位の支援体制へ結びつかなければならない。

今回の視察研修ツアーでは、福祉用具の活用普及に関する施設を訪ね、フィンランドの成熟したシステムの一端を垣間見ることができた。北欧諸国

の「福祉用具センター」に関しては、わが国では概括的に紹介されることが多いが、実際の機能や役割は、国、自治体ごとに異なっており、以下ではヘルシンキ市内の施設訪問で得た知見をまとめて述べる。

2) 福祉用具センター

訪ねたのはヘルシンキ市立コスケラ保険病院付属の福祉用具センターである。このセンターは、ヘルシンキ市の中心地区で一次医療を提供する老人専門病院に付属し、専従スタッフ3名（OT、PT）が下記の2次機能を担っている。

人口50万人のヘルシンキ市では、福祉用具の普及支援システムは次のような3段階に機能分化している。

1次機能の福祉用具センターは市内に20カ所ある。センターといってもイメージはわが国の在宅介護支援センターと類似するが、相違点はその区域住民の福祉用具ニーズに責任をもつことである。PTやOTなどが配置されており、セラピストは福祉用具の貸与決定権を持つ。福祉相談や調査で福祉用具のニーズが把握された場合、即応して福祉用具を貸与する。トイレ、入浴、歩行、移動などの日常生活上の基本ニーズに対して、主に既製の福祉用具の適用を扱う。

2次機能を有する福祉用具センターは今回訪問した施設1カ所であり、1次機能センターの上位機能をもつ。具体的には、車椅子やベッド、リフターなどに関し、既製の福祉用具で対応できない場合、それぞれの障害状況や使用環境に見合う改造や、調整、オプションパーツの付加、特殊な福祉用具の適用などを行う。1次機能のセンターからの紹介ケースや、医療的に考慮を要する場合の適用も行う。年間2千人の利用者に3名のセラピストで対応するが、センターは判定と措置権を有し、市内7カ所の福祉事務所に「この人にはこの

福祉用具が必要」と連絡すれば福祉事務所が経費を負担する。

最上位の3次機能は、ヘルシンキ大学付属福祉用具センター1カ所で、コミュニケーションや四肢に重度障害がある場合の専門的対応を行う。主にコミュニケーション関係機器、環境制御機器、電動車椅子などの貸与に関わっている。

1～3次の福祉用具センターの機能は概ね障害の度合いに相応し、また、視聴覚障害者や障害児に対する福祉用具の適用は、別に専門の福祉用具センターが設置されている。

他方、住宅改修に関しては、7つの福祉事務所にOTとリハビリ専門医が配置されており、リハビリ専門医が処方し、OTが住宅改造の設計図を書いてソーシャルワーカーが実施を手配する。

ヘルシンキ市に限らず、各自治体の福祉用具センターのセラピストが「ニーズがある」と判断すれば福祉用具が貸与され、利用者にとっては簡便な仕組みになっている。但し、3千マルカ（約6万円）以上を要する場合は医師の処方が必要だが、その更新はセラピストの判断だけでよい。貸与される福祉用具のデザインや色などは、できるだけ利用者が選べるようにしている。しかし、こうした貸与や改修給付の財源は、保険と年金制度とに分かれて支弁されており、利用者の目に見えないところでは複雑な制度であるとのこと。

最近ではリフトやベッドの貸与が急増し、経費削減努力が求められている。例えば、ヘルシンキ市では年間2千台のベッドの貸与や返却があるが、搬送、消毒、メンテナンスを市で一括して効率的に行うようにしている。あるいは、福祉用具のストック補充の購入単価を下げたり、EU全域の福祉用具メーカーから入札購入して節減を図っている。けれども、福祉用具関係の経費が膨張すること自体は、在宅ケアを支援するための合目的的な支出増であると認識されている。

3) 義肢財団

公設の福祉用具センター以外にもいくつかの適用紹介の機関があり、いわゆるNPOとして福祉

用具の活用普及に関わっている。そのひとつである「義肢財団」のヘルシンキ支部を視察訪問する機会を得た。

義肢財団は、第2次大戦の戦傷病者に義肢や装具を提供する目的でフィンランド障害者財団が1953年に創設した。フィンランド国内に10カ所の支部があり、155人のスタッフのうち半数がヘルシンキ支部で働いている。

この財団の事業目的は、障害者や高齢者の自立生活や生活環境の向上であり、この支部には義肢や装具などの装着や適合調整、使用習熟のための適用訓練センター（短期入所施設）が併設されているのが特色である。

義肢財団には3部門の事業がある。第1部門は、義肢や整形靴などを扱い、義肢製品はロシアやバルト3国にも輸出している。第2部門は車椅子や、自動車の障害者用改造やパーツ販売を行い、また第3部門では重度障害者用途の生活環境制御装置や、施設向けの徘徊アラームシステムなどを扱っている。

財団は独立採算であるが営利目的ではなく、福祉用具の展示コーナーでは来訪者の相談対応や個人用の適合調整を行っているが、取り扱う福祉用具のほとんどは公的給付か貸与品目となっている。

ここでは適用や使用に際して調整、習熟を要する義肢や装具、自動車改造、生活環境制御機器などを主に扱っており、また、それらのアフターケアやフォロー、更新の便宜、あるいは付帯して必要な日常生活用具を一元的に適用紹介するのが、公設の福祉用具センターとの相違点であり、NPOとして特徴のある役割を果たしている。

4) 「機能する家」

1998年にヘルシンキ市と国が共同で開設した「機能する家」を訪ねた。「家」といっても住宅街のアパートの1階300平米を使って住環境改善例を示すモデルルームである。福祉用具の展示にも力を入れており、PT2名と重度障害者1名のスタッフが来訪者にアイデアを提供したり、助

